

長野県住宅審議会

日 時：平成30年2月8日（木）

午後2時00分から

場 所：県庁議会棟3階 第1特別会議室

1 開 会

○山岸企画幹

それでは、定刻前でございますが、委員の皆様、お集まりでございますので、ただいまから長野県住宅審議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、建築住宅課企画幹の山岸秋夫でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。議事に入ります前に、長野県建設部、建築技監兼建築住宅課長の岩田隆広から一言ごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○岩田建築技監兼建築住宅課長

皆様、お疲れ様でございます。委員の皆様におかれましてはご多忙中のところ、本審議会にご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。また日頃より住宅行政をはじめ県行政の推進のためにご尽力を賜りまして、改めて感謝申し上げます。

本日の審議会でございますけれども、前回の審議会に引き続きまして、「高齢者居住安定確保計画の改定」それから「新たな住宅セーフティネット制度について」を議題としているところでございます。

前回、7月になりますけれども、住宅審議会におきましてはそれぞれの制度の概要、それから検討のスケジュールについてお示したところでございます。本日、高齢者居住安定確保計画につきましては、県の健康福祉部の方で策定を進めております「長野県高齢者プラン」と調整を図りながら作業を進めているところでございますけれども、本日は事務局の案を提示させていただきたいと思っております。

それからもう1点、「新たな住宅セーフティネット制度」につきましても、前回の審議会におきまして、庁内の関係課などと意見交換をその後、行ってきたところでございます。

本日は基本的考え方等を委員の皆様にお示ししまして、ご議論をいただきたいと思っております。本日はよろしく願いたします。

○山岸企画幹

本日の審議会は、委員10名のところ、齋藤委員様のご都合により欠席されておまして、9名の委員の皆様にご出席いただいております。

長野県住宅審議会条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしてお

りますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会資料の確認をお願いしたいと思います。お配りした次第の裏面に資料の一覧をつけてございます。次第の次が委員さんの名簿でございます。

それから資料1ということで、まず1-1でございますが「長野県高齢者居住安定確保計画について」というA3の横長でございます。それから資料1-2ということで「長野県高齢者居住安定確保計画（案）」の概要ということで、A3の横長のものでございます。

それからその次に、第4章でございますが、目標達成指標（一覧）というものでございます。それから資料1-3でございますが「長野県高齢者居住安定確保計画（案）」ということで、少し厚めの冊子でございます。それから資料1-4ということで「長野県高齢者居住安定確保計画の見直しスケジュールについて」というA4の1枚物でございます。それから資料2が「新たな住宅セーフティネット制度について」ということで、A3のものが2枚ついてございます。

資料は以上でございますが、不足等はありませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、本日の日程でございますが、本日は概ね3時30分をめどに終了をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ここからの会議の進行でございますが、長野県住宅審議会条例第6条第1項の規定によりまして、藤居会長様をお願いしたいと思います。

それでは藤居会長様、よろしくお願いいたします。

○藤居会長

委員の皆さん、こんにちは。この午後の寒い中を、お集まりいただきましてありがとうございます。

この審議会は前回からの続きで、先ほどご紹介いただきましたように、高齢者居住安定確保計画についてご意見をいただきたいということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会の前に議事録の署名の委員さんを、ご出席いただいている委員の中から名簿順に従いまして、本日は場々委員と宮川委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 長野県高齢者居住安定確保計画の改定について

○藤居会長

それでは議事に入ります。議事の(1)長野県高齢者居住安定確保計画の改定について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○多田担当係長

長野県建築住宅課企画係の多田と申します。それでは早速ですが、資料1に従いまして、順に説明させていただきたいと思っております。

まず資料1-1をご覧くださいと思います。長野県高齢者居住安定確保計画（平成

30年度～35年度)についてをご覧ください。

前回、第1回審議会において現行計画の概要を説明させていただいたところでございますが、この「高齢者居住安定確保計画」は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条に基づき都道府県が策定できる計画となっております。現在、平成24年度から29年度の計画が定められているところでございます。今回、計画期間を平成30年度から6年間とする計画の改定をすることとしたところでございます。

前回も説明いたしました、この「高齢者居住安定確保計画」は建設分野の「長野県住生活基本計画」及び健康福祉分野の「長野県高齢者プラン」の関連部分との調和、整合を図ることになっておりまして、高齢者の住まいの確保に特化した計画ということで策定されているところでございます。

資料1-1の右側でございますが、住生活基本計画が平成28年度に改定されておりまして、また高齢者プランが平成30年度から次期計画がスタートすることを踏まえまして、それぞれの改正点などを反映いたしまして、今回、高齢者居住安定確保計画(案)を策定したところでございます。

今回の計画(案)の策定に当たっては、住生活基本計画の基本理念である「安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして」及び高齢者プランの基本目標であります「長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしていける信州」や、それぞれの計画の施策の展開を踏まえまして、計画の見直しを行ったところでございます。

それでは、資料1-2をごらんいただきたいと思っております。こちらが今回見直しを行った「高齢者居住安定確保計画」(案)の概要版となっております。計画(案)の全体版は資料1-3になりますが、この概要版において今回の見直しのポイントなどを説明したいと思います。

まず全体の構成ですが、「はじめに」で、計画策定の背景ですとか位置づけなどから始まり、第1章で「高齢者を取り巻く状況」ということで、現状はどうなっているのかを記載しております。その状況を踏まえまして、第2章で「基本的な方向性」ということで、基本目標、施策の方向性などを示しております。

続いて、第3章で「施策展開」ということで、第2章までの状況等を踏まえまして、具体的な施策の展開を記載しております。第4章では「達成目標」の一覧を記載してございます。この全体構成については、関連計画であります「高齢者プラン」などを踏まえまして、高齢者プランと同様の構成としております。

それでは、中身について説明させていただきます。まず「はじめに」でございますが、「住生活基本計画」や「高齢者プラン」との調和を図り、現行計画において進めてきた、高齢者の居住の安定を実現するための施策を引き続き推進していくため、計画期間を平成30年度から35年度の6年間とする計画を策定するものとしております。

次に「第1章 高齢者を取り巻く状況」ですが、ここでは高齢者の数や要介護認定者の数、高齢者の住まい等の状況等について、新しい統計的なデータなどを反映させております。例えば高齢者の数については、2020年にピークの64.8万人になると見込まれており、高齢化率については今後も上昇し続け、2040年には35.6%になると見込まれております。また、高齢単身世帯数について見ると、単身世帯数や65歳以上世帯に占める割合が今後も

上昇することが見込まれております。

このような現状を踏まえまして、「第2章 基本的な方向性」で本計画の「基本目標」や「施策の方向性」を示してございます。

まず「基本目標」についてですが、「高齢者が安心ですこやか、自分らしく住み慣れた地域で暮らす住まいの実現」という目標を設定いたしまして、各種施策を展開していきたいと考えております。

この基本目標については、「住生活基本計画」の基本理念であります「安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして」及び「高齢者プラン」の基本目標であります「長寿の喜びを実感しながら、生涯にわたり自分らしく安心して地域で暮らしていける信州」を踏まえて、高齢者が長年生活した住み慣れた自宅や地域で、自分らしく安心して暮らし続けられる社会環境を構築していくことが重要との考えから策定したものでございます。

また次の視点、目標実現に向けての着眼点でございますが、こちらについても「住生活基本計画」及び「高齢者プラン」の目標などを踏まえまして、一人ひとりの意思が尊重され、その人らしく暮らしていける住まいの実現を目指す「自分らしく暮らす」という項目と、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会の実現を目指す「住み慣れた地域で暮らす」という2つの項目を設けたところでございます。

以上の基本目標及び視点を踏まえまして、具体的な施策を展開していくこととなりますが、施策の方向性については、第2章の3にありますように、大きく2点について施策展開を図ってまいりたいと考えております。

1点目といたしまして、「一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出」として、住み慣れた自宅などで住み続けたり、在宅での生活が困難な場合など、さまざまな状況に対応して、住宅のバリアフリー化ですとか、必要な施設の整備を進めていくこととしております。

また2点目といたしまして、「提供されるサービス等の充実」として高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けていくために、さまざまなサービスを提供していくこととしております。

以上を踏まえて第3章「施策展開」で、具体的な施策の展開などを記載しております。

まず1点目の「一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出」に関しましては、(1)健康長寿に適した住まいづくり、(2)安心して暮らせる住まいの提供、(3)多様な住まい方への支援、(4)特別養護老人ホーム等施設の整備などの施策を行ってまいります。この中では、住宅内の寒暖差によって生じるヒートショック防止のための環境性能に配慮した住宅の普及促進ですとか、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備促進、また、公営住宅の必要数の確保ですとか、養護老人ホーム等の多様な高齢者向け住まいの整備への支援など、高齢者の個々の状態に応じたさまざまな住まいを確保していく、主にハード面での充実を推進することとしております。

資料の中で(2)安心して暮らせる住まいの提供の「イ 民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実」に㊦がついているかと思いますが、この部分は現行計画にはない項目で、今年度、第1回目の住宅審議会でも説明させていただきました民間の賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度の検討を進めていきたいと考えているということで、㊦ということをつけてございます。

続いて2点目の「提供されるサービス等の充実」といたしまして、自宅や地域で健康でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアの推進、あと質の高い介護サービスの提供・利用などの施策を行ってまいります。

この中では、地域包括ケア体制の確立を図るための支援策であったり、高齢者の生活を支える介護などのサービスの質の向上ですとか、高齢者向けに賃貸住宅などの住まいを提供する事業者の質の向上などを支援することとしております。

この資料の中で(1)地域包括ケアの推進の中で「地域包括ケア体制の確立を図る」部分に㊸というふうにマークがついておりますが、この部分は次期高齢者プランにおいて、現行の計画期間中に構築された地域包括ケア体制をより深化・推進していくこととされたことによって、一部改定がされた部分となります。

また、達成目標についても新たに「要介護認定者のうち、自宅等で暮らしながら介護サービスを受けている者の割合」という指標を加えております。

また(2)の質の高い介護サービスの提供・利用における達成目標の「介護サービス情報公表割合」についても、現行の高齢者プランでは情報公表の「事業所数」となっていたものを「公表の割合」と一部改定をした部分となります。

最後に、第4章で達成目標(一覧)を掲載してございます。これについては、1枚めくっていただいて、別紙で一覧を添付してございます。

達成指標はいろいろありますが、例えば1番上の「高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率」については、達成目標値を2025年で80%としております。また左側の1番下の「特別養護老人ホーム」については、現状は、定員数11,442人に対して、2020年には11,659人としております。

この一覧表の備考にもございますけれども、それぞれの目標値につきましては「住生活基本計画」や「高齢者プラン」においてそれぞれ記載がされているものでございまして、それぞれ整合性をとって記載しているところでございます。以上が、今回の「高齢者居住安定確保計画」の改定(案)の概要となります。

資料1-3が、先ほども言いましたが、今回の改定(案)の全体版となります。内容については、先ほど概要版で説明させていただきましたので詳細まではここでは触れませんが、住生活基本計画等の関連計画の見直しに合わせて各種データや改正点等を本文においても反映したものとなっております。

なお、この全体の計画の4ページにもございますように、本計画は関連する「住生活基本計画」及び「高齢者プラン」と調和、整合をとって策定しているところでございます。関連計画はそれぞれの検討体制で審議されてきているところでございますけれども、高齢者プランに関連する部分については本計画と同じく今年度、検討されている最中とございまして、今後、若干の変更が加えられる可能性がございます。

同じく、達成目標についてもまだ確定していない部分というものもあると聞いておりますので、それらについては、高齢者プランの策定に合わせて本計画の方も変更を加えていきたいと思っておりますので、そちらについてはご了承いただきたいと思っております。

では最後に、今後のスケジュールについてご説明したいと思います。資料1-4をご覧くださいと思います。

前回の住宅審議会においては、本計画については高齢者プランとあわせて3月下旬に決

定する予定を示していたかと思いますが、住宅審議会での議論ですとか、あと高齢者プランの最終案が確定するのを踏まえてから、本計画についてもパブリックコメントなどを実施した上で決定した方がいいのではないかとの考えから、資料にございますように、3月の下旬頃から1カ月間の意見募集を行った上で、修正があれば修正を加えた上で、最終的には5月の下旬頃に決定したいと考えております。その間に市町村への協議や関係部局への意見照会なども行った上で、適宜修正を加えて成案として作成していきたいと考えております。

高齢者居住安定確保計画の改定については以上でございます。

○藤居会長

どうもありがとうございます。ただいま事務局から「長野県高齢者居住安定確保計画の改定」についてのご説明をいただきました。

まずご意見をいただく前に、ただいま事務局から説明いただきました内容について、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

○矢島委員

すみません、お願いします。今の資料の末尾についております資料2ですけれども、これは本計画との関連性をちょっと、よくわからなかったので教えていただければと思います。

○多田担当係長

資料2につきましては、この後の議題の資料になりますので、そちらで説明させていただきます。

○藤居会長

何か、ご説明に対してのご質問はありますでしょうか。では中身について、よろしいでしょうか。

○出席者一同

はい。

○藤居会長

それでは、意見の方で何かございましたらお願いいたします。宮川委員さん。

○宮川委員

計画の概要の第2章で「住み慣れた地域で暮らす住まいの実現」という言葉があります。もちろん、住み慣れた地域で暮らし続けることは、本人にとっても家族にとってもいいことだろうと思うのですが、一方で、今後人口減少社会がどんどん進んでくる中で、過去の審議会でも質問したことがあるのですけれども、国の方ではコンパクトシティ構想という形で、いってみれば1カ所に集約するといえますか、高齢者も歩いて行けるようなと

ころに施設や医療機関などを集約化させるコンパクトシティ構想という方針が出されている。また、そういうことも長野県という広域な中でせざるを得ないような状況が生まれると思うのですけれども、今回のこの方針について、書いてあることはそのとおりだと思うのですが、一方で、現実的にそうしたコンパクトシティにせざるを得ないような状況が生まれるのではないかと、それとの整合性をどのようにお考えなのかというのが1点でございます。

それから、私自身もこの高齢者プランの中身を読み込んでいないものですから、その専門でもございませんし、よくわからないので質問させていただくのですが、提供されるサービスの充実にはやはり介護人材をしっかりと確保するということが極めて重要だと思うのですが。

介護報酬なども改定されてという部分はありますけれども、人手不足というのは介護の分野でもかなり深刻だともお聞きをしております。そういったサービスを充実させるための裏づけとなる人材といいますか体制は、担保できるような状況にあるのかどうかというのが2点目であります。

最後、3点目ですが、第4章の目標達成指標のところ、最初のバリアフリー化率、25年の48%から80%、これは住生活基本計画をこのメンバーで決めたわけなので、それを根拠にしていることはわかるのですけれども、現実問題として、今、新築などはほとんどバリアフリー化が進んでいますのでいいのですが、建替え等によって自然にパーセンテージが上がるというのは当然あるんですけども、かなりの高い率で、わずか6年の間にこれだけのバリアフリー化率をやるんだとすると、相当の政策誘導というか、一定の助成制度を使って呼びかけるとかがないと、ここまでは到達できないんじゃないかと私は懸念するのですが、その点についてはどのようにお考えなのか、以上、3点についてお尋ねいたします。

○藤居会長

ありがとうございます。3点についていかがでしょうか、お願いします。

○山岸企画幹

まず1点目でございますが、コンパクトシティとの整合性ということでございます。

今回、対象者が高齢者ということで、これに特化するということでは、この高齢者プランの本体の資料1-3の中に、35ページでございますが、地域包括ケア体制のイメージというのがございます。宮川委員がおっしゃった中で、高齢者の皆さんが、要するに加齢とともに生活していけるような医療と福祉との連携を目指すということで、これを日常生活圏域においてこのような体制の中で目指していこうというのが一方でございます。

これとコンパクトシティの実際のまちづくりとどのように関係していくかということによるかと思いますが、このプランの中では、この地域包括ケア体制を支える住まいという観点で考えているところでございます。

コンパクトシティについても重要な視点だと思いますので、この中で検討してまいりたいと考えております。

それから2点目でございますが、介護人材の関係は、地域福祉課の方で何かお考えとか

があれば、後ほどご回答いただければと思います。

それから3点目のバリアフリーでございますが、確かに高い目標値であろうかと思えます。県ではリフォームの補助金等で施策を行っているところでございますが、その他、啓発などで目指していきたいと考えておりますが、具体的な取り組みについては、今後、検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○地域福祉課 堀内企画幹

地域福祉課の堀内と申します。介護人材の確保についてのご質問がございました。

ただいま高齢者プランの策定の中で、計画の最終年度における介護人材の不足の状況などについても推計をしているところでございますが、人材確保の対策としましては、これまでの入職の促進ですとか、また、今、働いている方の資質の向上や職場への定着の支援、離職の防止といった施策を引き続き充実させていくということで考えているところでございます。

○藤居会長

ありがとうございます。今のご説明でよろしいでしょうか、ありがとうございます。他にございましたらご意見をお願いします。

○宮崎委員

私も今の目標値について、やはり非常に高い目標値を設定し過ぎたのか。目標値だから達成しなくていいという見方なのか、確実に達成させるための目標値ということなのか、その辺はやはり、先ほどのバリアフリー化にしても、本当にこの施策があって、こういうことをやるから80%になるんだというのならわかるのですが、目標値が80%ということだけをみると、住生活基本計画の方にも書いてあるんでしょうけれども、私どもも審議した過程を忘れてしまって申し訳ないですけれども、何かやはりその裏づけとしてこういう施策があるという部分をつけていかないと、目標値はただ絵に描いたもちになってしまうのではないかと。それだったら、もっと着実性のある目標値というほうが正しいようにも思いますし、それぞれの、公営住宅の供給量もこれだけ増えるということはもう、10年間の計画の中にどこに建つんだという、目標があっての施策だと思うので、こういうバリアフリー化率というようなものに対しても、やっぱり結構シビアな数値を設定した方がいいと思いますし、やはりそこにつける施策、これからひとり暮らしになったお年寄りの人たちを、誰がバリアフリー化させようとしていくのか。介護する人が入らないお年寄りの人たち、ちょうど中途半端な年代の、それとひとり暮らしになって誰とも接点がなくなってくる、誰がその説明を本当にしてくれるのか。

うちもお袋が一人ですけれども外に出られない状況がある。来てくれない限りは出られない。家族で連れ出すということはできますけれども、自分ひとりでは出られないといったときに、さきほどの集約化、コンパクトシティじゃないですけれども、そういったものも視野に入れていかないと、これからのお年寄りが逆にどんどん孤立していつてしまうのかなという気がする。また、施設に入れない人は本当に孤立になってしまう。それで施設の順番待ちというか、それとまた民間は高くなってしまふ、お金がないというような、矛

盾が出てきてしまうのではないかなと思うので、その辺、全体を加味しながら、ぜひ進めていただければと思います。以上です。

○藤居会長

ありがとうございます。今のご意見について何かございますでしょうか。

○山岸企画幹

確かに住宅をバリアフリー化にすればいいかというのはおっしゃるとおりだと思います。お一人の高齢者の皆さんには、住まいだけではなくて、委員さんおっしゃったように、どういう人がかかわっていくかという、このいわば隣近所でどうするかというところもあるかと思いますが、この計画はハードが中心になろうかと思いますが、一方で高齢者プランの部分は介護の部分でこれをフォローするというようなところと連携してまいりたいと思いますので、そんなことを計画の中で位置づけてまいりたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。

○岩田建築技監兼建築住宅課長

今のバリアフリー化の関係でございますけれども、これは住生活基本計画そのものから持ってきた数字でございます。

手もとの資料によりますと、全国の住宅土地統計調査で、全国で5年に一度の調査の数字になっております。このバリアフリー化の定義が、2カ所以上の手すり、例えば玄関とトイレ、その2カ所、他に当然、廊下とかいろいろなところがありますけれども、2カ所の手すりの設置、または室内の段差の解消ということになっているものですから、この指標の盛り方も全てのバリアフリー化までは求めていないというところがこういう数字に表れていると思います。

委員から指摘があったように、やはり現実的な数字というチェックも必要だと思いますので、そういう数字もあるかどうかは、改めてチェックしたいと思います。よろしくお願いします。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にご意見がありましたらお願いします。

○宮川委員

これは質問なんですけれども、安心という言葉があって、耐震化を進めますという言葉も29ページにあるのですが、民間の施設も含めた、そういう老人施設などの耐震化率という数字は出ていますか。

つまり、例えば災害とか起きたときに、逃げ遅れてというような形で被害が出るようなケースって結構あると思うのですが、安心という言葉を使い、なおかつその耐震化

を進めますとあるので、では現状、民間の施設も含めて、今どの程度、耐震化率が進んでいるのか。それについての目標値というのはどこかにありますか。あればお尋ねしたいと思います。

○藤居会長

基本計画の中にあつたような気がいたしますけれども、どうでしょうか。

○畠山委員

私、どこかで見ていますね。確か住宅、公共の施設はかなり行われましたよね。けれども、今おっしゃったみたいに、施設の方はどうかというのはデータは出ていないと思うんです。あとは高齢者とか、普通の民間というか、普通の家庭の耐震化は、これから本当に進めていきますというのどこかで書いてあつたように思います。

○藤居会長

お願いします。

○岩田建築技監兼建築住宅課長

住生活基本計画の中では、当然、住生活なものですから、住宅の耐震化率の記載になっています。私が承知している中で、県の方では建築物の耐震化促進計画という計画も持っておりまして、その中に住宅以外の一般の建築物、それも多数の者が利用する建築物ということで、例えば学校とか病院とか、一定規模以上のものについての耐震化率の目標は定めているところでございます。

現在のところ、そういった一定規模以上の多数の利用するものの耐震化率は約90%弱ぐらいの数字になっておりまして、計画の中では32年度に向けて、それを95%ぐらいに上げていこうという数字は持っております。

ご指摘あつたように、高齢者の用途に限って抽出ができるかどうか、耐震化計画の内容の中でそういうものがあれば、また具体的な数字をこの中に入れるなり、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○藤居会長

はい、ありがとうございました。

○介護支援課 大林補佐

介護支援課でございますが、耐震化の関係につきましては毎年、全国的に調査しておりまして、老人福祉施設に限っていいますと、29年3月31日現在ですが、95.5%ということで集計してございます。

○畠山委員

高齢者の高い建物って少ないので、耐震という意味では2階建てとかになっていますから、それに該当しないというか、建築関係ならわかりだと思ふのですが。平屋も多いで

すし。

○介護支援課 大林補佐

2階以上、5,000平米以上の建物が耐震診断とその結果の公表が義務付けられています。

○藤居会長

はい、ありがとうございます。

他にご意見がありましたらお願いします。今回、新たな施策、改定等も盛り込むという事務局の説明がありましたが、その辺も含めましてご意見ございましたらお願いします。

○山本委員

少し不思議というか、目標達成数の公営住宅に関しての目標達成戸数に関してですけれども、これから人口も少し減っていくであろうし、それで空き家も増えていくだろうという中で、これだけ戸数が必要になっていくというのは統計的な数字なのか、建替えとかも入っている戸数なのかというところで教えていただきたいと思います。

○藤居会長

お願いします。

○村上公営住宅室長

公営住宅室の村上と申します。今ご指摘の点、目標値の中の、ページでいきますと41ページになりますが、中ほどに公営住宅供給量、この数値ということによろしいですか。

○山本委員

そうですね、そちらの数値です。

○村上公営住宅室長

住生活基本計画と同じ考え方ですが、10年間で県営住宅、市町村営住宅あわせて15,100戸とありますのは、全て新しい住宅を建てて供給するというのではなく、既存の公営住宅を活用して入居者が退去後に募集して新たに入居してもらおうといった空家募集という面での供給量に、若干の新規の建替えを考慮した数が15,100戸であり、県営住宅として6,800戸という数字になっております。

この必要な供給量というのは、民間住宅で、例えば、最低居住面積水準を満たしていないアパートに住んでいるとか、あるいは家賃負担率がかなり大きく、なるべく安い家賃の住宅に住む必要がある方の、10年間における県営住宅への入居の需要を推計したものです。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

では意見が出尽くしたようなので、この辺で議事の（1）は終わらせていただきたいと

思います。事務局でご検討いただいて、以上のような意見を反映させていただきたいと思
います。よろしくをお願いします。

(2) 新たな住宅セーフティネット制度について

○藤居会長

それでは議事の(2)で、新たな住宅セーフティネット制度について、事務局からまず
ご説明をお願いします。

○山岸企画幹

建築住宅課の山岸でございます。それでは私の方から、新たなセーフティネット制度に
ついてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧くださいと思います。制度の概要につきましては前回の審議会でもご
説明を申し上げたところでございますが、改めて、この1枚目の資料でご説明を申し上げ
たいと思います。

まず左側の背景・趣旨でございますが、住宅確保要配慮者が高齢化の進行等で増加する
とともに、家賃滞納等の不安から貸主の入居拒否感がある。これに対しまして、住宅スト
ックの状況でございますが、公営住宅のストック増はなかなか見込めない。一方で民間の
空き家・空き室は増加傾向にあるという状況の中で、この空き家・空き室を活用して公営
住宅等を補完する住宅セーフティネット機能を強化するものでございます。

このため、下のアスタリスクでございますが、いわゆる「住宅セーフティネット法」が
昨年の4月に改正されまして、昨年の10月25日から施行されているところでございます。

この制度の枠組みでございますが、3つの項目から主に成り立っております。①が住
宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度でございます。②としまして、登録住宅の改修・
入居への経済的支援、いわゆる補助制度でございます。それから③が、住宅確保要配慮者
のマッチング・入居支援ということでございまして、これら制度全体をイメージしたもの
が下の図でございます。

まず賃貸人が都道府県、これは中核市である長野市も含まれますけれども、住宅を登録し
まして都道府県はこの情報を要配慮者へ提供する。その後でまた申し上げますが、居住支
援法人等が要配慮者と賃貸人との入居の円滑化のための支援を行うというものでございま
す。そして、この登録住宅に対しては、改修費等、一定の補助が国・地方公共団体で行う
ことができるというのがこの制度全体のイメージでございます。

右側の方をご覧くださいと思いますが、制度の対象者ということで、住宅確保要配
慮者の定義が記載してございます。具体的には、法律で定める区分に基づきまして①から
⑤まで、それから法律の下で政令でございますが、これに定める者が11区分ございまして、
⑪につきましては、都道府県が供給促進計画で定めることができるとされているところで
ございます。

住宅確保要配慮者は、右側にございますが、さまざまな事情で適正な規模、構造の賃貸
住宅を確保することが非常に困難な方ということで、具体的な定義がその法律、政令等で
定められているということでございます。

その下でございますが、この制度の枠組みの具体的な内容を記載してございます。①の登録制度でございますが、これは一番左側の「供給促進計画の策定」ということでございまして、これは都道府県、あるいは市町村が策定することができるというものでございます。次に賃貸住宅の登録ということでございますが、これは既に10月25日、法施行に伴って開始されているところでございます。

そして登録住宅の情報開示と、それから賃貸人への指導監督ということで、これは登録を受ける県とそれから中核市がこの内容を行うものでございます。

その下に登録住宅の規模、構造・設備、それから家賃等の登録の基準を示してございます。これは国が定めているものでございますが、右側の共同住宅につきましては別に基準が設けられているところでございます。

おそれいりますが、ここで共同住宅の基準の最初の丸でございまして、住宅全体面接と書いてございますが、これは面積の誤りでございまして、字区の修正をお願いしたいと思っております。

それから、その下の②の登録住宅への改修、それから入居への経済的支援ということで、これは助成制度でございます。大きく3つございます。一番左側が賃貸住宅への改修費の補助ということで、これは国のみの場合が、補助率は3分の1でございますが、金額の上限を示してございます。国のみの場合が戸当たり50万円、それからここに地方公共団体が加わりますと、戸当たり100万円というのが上限の額でございます。

それから家賃低廉化ということで、家賃を抑えるための補助ということで、これは国と地方がそれぞれ2分の1ということで上限が月4万円、これは期間が最長10年となっております。

それから家賃債務保証料ということでございますが、これは戸当たり6万円ということで、これも国と地方が半分ずつ負担することができるものでございます。これが補助制度の内容でございます。

それからその下の③は住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援ということでございまして、最初の丸が都道府県による居住支援法人の指定ということで、居住支援を行う、NPO等の団体も想定しているところでございますが、そのような法人を指定してマッチング、入居支援につなげるもの、それから生活保護受給者につきましては代理納付ということで、直接、生活保護費を家主に支払うということが推進の中身でございます。

次のページをお願いしたいと思います。以上が、この制度の概要でございまして、今後、今、申しあげました制度につきまして、県としての取り組みの方向性を示したものでございます。まず左側でございますが、今後の方向性ということで、各項目の内容を四角で囲ってございます。矢印の右側が今後の方向性を記載しているものでございます。

最初に、一番上の供給促進計画の策定でございますが、これは法律上はできる規定とされてございます。定める内容といたしましては、法定項目として①から⑤までが規定されてございまして、白い丸は、これを独自に規定することができることとされているもので、住宅確保要配慮者を、先ほど申しあげましたが、この計画で追加をしたり、それから登録基準を強化、緩和することがこの計画でできるということでございます。この計画の策定につきましては、この制度の取り組みの基本であると考えてございまして、この取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

右側の欄でございますが、一方でこの計画を策定するに当たりましては、現時点では、住宅確保要配慮者の需要がどのくらいあるのかということと、それから賃貸住宅、いわゆる空き家・空き室がどれだけ供給することができるのかという、具体的には数字ということになるかと思いますが、この把握が現状ではできておりません。このため、一定の実態調査を行った上で、その結果によりまして関係部局、あるいは市町村との協議、それから居住支援協議会への意見聴取を行いまして、平成30年度中にはこの計画の策定を目指してまいりたいと考えているところでございます。

それから、登録制度でございますが、これは昨年10月25日に、法施行に伴い開始されております。右側の欄でございますが、この登録に当たっては手数料を徴収することができることとされておりますけれども、当面は徴収をせずに国の直接補助、先ほど申し上げた戸当たり50万円の補助でございますが、これが当面3年間行われるということでございますので、この直接補助を活用しながら、登録の促進を図ってまいりたいと考えてございます。なお、現状でございますが、登録住宅はない状況でございます。

それから、経済的支援でございますが、これは①の改修と、それから家賃の低廉化等でございます。これは先ほどの供給促進計画の中でもご説明申し上げたところですが、これも需要と供給の調査でどれだけ助成する対象の戸数等があるかということにもよるかと思えます。この実態調査等の結果を踏まえまして、検討をしてみたいということでございます。

検討に当たっては、今、減少傾向にある公営住宅の供給計画との整合性や、国と、それから地方公共団体としての県と市町村との負担割合等の役割分担、さらに財政出動するに当たりましては、将来の負担にもつながってまいりますので、実態調査の結果を踏まえて慎重に検討をしてみたいと考えているところでございます。

それから一番下の住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援でございますが、先ほど申し上げた居住支援法人でございますが、この制度の中では具体的な役割が期待できますので、既存の住宅確保要配慮者の入居支援等を行っている団体等が県内にあれば、その情報収集を行いまして、指定に向け検討をしてみたいです。それから生活保護の代理納付につきましては、生活保護の実施機関であります福祉事務所と連携して対応をしてみたいです。

そして、この右側のスケジュールでございますが、先ほど申し上げた一番左側の供給促進計画でございますが、これは年度末から検討を始めまして、来年度当初から入居需要等の調査を行います。この入居需要の調査は、需要側の面からしますと、例えば生活困窮者の相談窓口からアンケートをとったり、聞き取りをしてその実態を把握する。それから民間の賃貸物件を扱う事業者の皆さんへアンケート調査等を実施しまして、需要・供給の調査を実施をしてみたいと考えてございます。

この結果等を踏まえまして、素案の策定を進めながら住宅審議会の皆様にもご意見をいただきたいと考えておりまして、市町村、それから関係団体との調整・協議を行い、パブリックコメント、そして、法では居住支援協議会の意見聴取が義務づけられてございますので、これを行いまして、年度末までの策定を目指したいと考えているところでございます。

それから登録制度でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、10月25日から法の施行に伴いまして登録が開始されております。引き続き、これは登録の事務を県と、

中核市の長野市で進めてまいりたいということでございます。

それから経済的支援、補助制度でございますが、これは一番右側の国の直接補助が今年度を含めまして、平成31年度まで実施されるという予定と聞いてございます。当面はこの制度を活用しまして、この補助制度を見据え、登録の状況や、それから入居需要等の調査結果を踏まえ、必要性を、いわゆる予算化するか否かにつきまして慎重に検討してまいりたいということでございます。私からの説明は以上でございます。

○藤居会長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から、新たな住宅セーフティネット制度についての説明をいただきました。

まずご意見をいただく前に、ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

○柳澤委員

登録制度について29年10月25日から始まったということで、1件もないというご報告でしたが、今現在、この登録制度を開始したという、何か広報ですとか告知事項についてはどのような手段を使っているのでしょうか。そしてまた、今後に向けてもどういった手段を考えていらっしゃるのか、教えてください。

実際、私も県のホームページを見ましたところ、なかなかこういったものをやっているというところに行き当たらなかったなという現状がございましたので、そこも含めてお願いいたします。

○藤居会長

はい、お願いします。

○山岸企画幹

現状で、昨年10月25日に改正法が施行されたところでございますが、制度全体の枠組みの検討が進んでいないということでございまして、現状では県のホームページでは公開はしてございません。今後、この制度の検討をさらに進める中で、広報してまいりたいと考えてございます。

○藤居会長

よろしいでしょうか。

○柳澤委員

では、まだ全く一般的に公開というか、告知等はなされていないということでしょうか。

○山岸企画幹

国の方では、この制度ができたということは報道発表等をしておりますけれども、私も県としてはまだ不十分な点がございます。居住支援協議会を通じ、今後制度の検討を進

める中で、具体的にどのような広報をするかについては検討してまいりたいと考えてございます。

○柳澤委員

私の周りでも空き家問題で、やはり空き家になってしまうというお声がたくさんありますので、ぜひこういったところはたくさん広報していただいて、皆さんの知るところになればいいと思いますので、お願いいたします。

○山岸企画幹

全国の賃貸住宅協会では、いわゆる大家さん向けの説明会、セミナーを開催してございまして、国の職員が講師としてこの制度を県内でも数カ所で説明しています。

したがって、その制度自体は賃貸住宅のいわゆるオーナーさんの皆さんには、一定程度は説明はなされていると承知はしてございますが、ご指摘のように、広くこれを広報することにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○藤居会長

はい、ありがとうございました。宮川委員どうぞ。

○宮川委員

質問ですが、居住支援協議会がどういう組織なのかよくわからないので、まずそれを教えていただきたいのと、結局、この計画を策定するのは住宅審議会に意見を聞くということではなくて、この居住支援協議会の意見聴取を経てということなので、私どもの役割とすれば、今日の説明で終わりということなのかというのがまず一つです。

それから、国の直接補助が31年度までしかないわけですが、それで県は、30年度中に計画を立てて予算措置というか、地方自治体負担をするかどうかを決めてということになると、実際にここに登録をした人たちも、1年間しか補助を受けられないということになるわけですね。

例えば空き家なり、空き室がたくさんあるような賃貸人などの場合に、それは専門家の方がいらっしゃるから聞いてもらえばいいんですけど、それなりの設備が整っていて、絶えずきちんと改修をされているようなところは、家賃との関係もありますけれども、埋まると思うんですね。だけど、なかなかそこまでオーナーさんが費用をかけられないで、老朽化して、なかなか最新設備も入れられないようなところが空き室になっているのだとすれば、こういう形で国の補助を受けて、一定の改修をするということになれば、それは乗ってくる可能性は十分あると思うのですが、先ほどのご意見とも関連しますけれども、これから計画を作って県がやりますよと決めて、わずか1年しかそういう補助も受けられないということになると、実際にその実効性が上がるのかなというのが大変気になるところであります。

ちなみに昨年の10月に登録開始となったわけですが、他の都道府県はもう、例えば30年度に実際に地方負担で、つまり県も補助もするよというような形で具体的に動いているところがあるのかどうか。長野県だけちょっと遅れているのかどうかということも含めて教

えていただきたいと思います。

○藤居会長

はい、お願いします。

○山岸企画幹

まず、居住支援協議会でございますが、これは全都道府県で設置されてございまして、不動産関係団体と居住支援団体との協議会でございます。本県ではこれまで2回、年1回ぐらい会議を開催しているところでございます。供給促進計画は、法律上でこの居住支援協議会の意見を聞かなければならないとなっております。

住宅審議会の皆さんにも素案等をお示しし、スケジュールのところにも書いてございますが、来年度は3回、会議を開催する予定でございますので、節目節目で案等をお示しして、ご意見等をいただきたいと考えているところでございます。

それから助成制度の関係でございますが、国の直接補助は今年度を含めて平成31年度まで、3年間でございます。補助が終わった後に、県あるいは市町村で、助成をするかどうかというところを、来年度の計画の策定の中で同時並行的に検討してまいりたいということでございます。

全国の状況ということでございますが、昨年の11月ごろの時点でございますが、供給促進計画の策定状況は、都道府県でいいますと、30年度内に行うところが半数ぐらい、30年度までには策定をしたいという意向を示しているところでございます。

それから助成制度につきましては、今のところ、今年度から行っているところは1県だけでございますが、30年度も行う予定のところは3県ほどでございます。まだ実施するかどうかは未定だということが半数以上といった状況でございます。以上でございます。

○藤居会長

はい、ありがとうございます。今の県のご回答でよろしいでしょうか。

○宮川委員

実際、その居住支援協議会には関係団体も入っていらっしゃるということなので、そうしたところの意見を十分お聞きをしてもらいたいと思うし、例えば空き室ではなくて、空き家を何とかしたいという県民というのは相当数いると思います。

そういった人たち、例えば市町村ですと空き家バンクに登録してはいますが、こういった賃貸住宅にしてというような希望も私はあると思います。空き家バンクに登録しても、ちっともその照会がないような物件もありますし、そういう物件こそ改修しないと駄目ではないかという気はしますけれども、一定のニーズはあると思います。

例えば、ここにも書いてあるのですが、低所得者ということになると、県営住宅に入居をする皆さんと重複する部分が相当あると。確かに国の支援は3年間、そしてその後はわからないということですが、それがなくなった後に、県が独自の負担をしたとしても、公営住宅を新たに建設しないとか、削減してもこの費用を出せばそっちのほうが安く済むという可能性だって十分ありますよね。だから、この制度がうまく回っていけば、集合住宅

には住みたくなけれども、空き家というか一戸建てだったら住みたいというニーズもありますし、可能性はかなりあるのではないかなという感じはしています。

したがって、そういう意味でいうと、先ほどの住生活基本計画の公営住宅の建設戸数目標などとの絡みも含めて、やはりこの制度が本当にうまく回すことが結構重要なというようには思っています。

なので、1年間かけて計画を策定するというのは、ちょっと遅過ぎはしないかなというのが私の率直な気持ちです。

○藤居会長

はい、ありがとうございます。今のご質問に対して何かありますか。

○山岸企画幹

この制度の対象者が住宅確保要配慮者と限定されております。公営住宅の入居該当者の範囲からすると、それよりも少し広めになろうかと思えます。公営住宅は所得制限で一定の要件が決まりますが、新たな制度では、例えば高齢者とか子育て世帯には所得の制限は特にありません。つまりその人たちも所得にかかわらず住宅確保要配慮者ということになります。非常に幅広な範囲になってございます。

空き家があってそこを活用したいという皆さんはいらっしゃるかと思いますが、今回、入居者が要配慮者となつてございますので、現実的に、いわゆるこの要配慮者といわれている皆さんが現状で、実際にこの支援をしている皆さんは、福祉部局の皆さんがそれぞれ、市町村を中心に支援しているのではないかと思います。

その支援の実態の中で、やはり住まいの問題というのは結構あるのではないかと。そういう皆さんを、公営住宅で救うのかこの制度で救うのかということになると思っておりますが、その中で需要をある程度把握する必要もあります。一方で、大家さんが、住宅確保要配慮者の皆さんに空き室を提供できるかの意向や考え方も把握することも重要だと思っております。これらの調査を踏まえてこの制度をどのように活用していくか、検討してまいりたいと考えております。

○藤居会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今のお話に関連して私のほうから一つお聞きしたいのですが、今のご意見のほうにも空き家、あるいは空き室というのは今でも多いですけれども、これから増えていくであろうと思われているのですが、登録制度自体は県と長野市との話ですが、それ以外の市町村においても、空き家対策について計画を作ろうという動きがあると思うのですけれども、それとの関連はどうお考え、何か考えるものがあるのでしょうか。

○岩田建築技監兼建築住宅課長

空き家対策の市町村の計画ですけれども、これは空き家対策の特措法に基づきまして、市町村が計画を策定できるというものになっています。

県内の市町村で計画を立てて策定済みなのが、おそらく14～15ぐらいの町村にとどまっ

ていると思います。本年度末までに計画を策定したいという市町村が30前後で、全体の5割弱ということで、計画策定が推移しているところでございます。

計画自身の中にこの制度を各市町村が盛り込むことはできると思いますけれども、おそらく、市町村もこの制度の導入については、県の考え方、県の計画、それを受けて市町村もどういう導入の仕方が妥当だろうかということを検討しますと、今の時点でなかなか空き家計画の策定の中に、この制度そのものを市町村レベルで入れるというのは難しいという考えでございます。むしろ県の計画の策定を受けた後、それぞれ市町村が空き家の計計画を変更する、取り組むかどうかということは今後あり得るかと思っておりますけれども、現状はそのような状況でございます。

○藤居会長

どうもありがとうございます。では他に何かございますでしょうか。お願いします。

○宮崎委員

すみません、助成の補助についてのことですが、先ほど改修の方は3分の1に対しての50万円までというような言い方だったと思うのですが、家賃の方は、3分の1の中の4万円なのかということと、最長10年ということになってはいますが、高齢者が入居した場合には多分、一生というような気もするので、その10年という区切りというのは、普通のまだ働ける世帯にとっては最長10年という意味ではわかりませんが、高齢者などに対しては、やはり区別をつけてやらなければいけないのかなと思えました。

また、改修工事ですけれども、結局、うまく利用する業者が出たら改修して入らないから一般に貸しますという利用も出てくる可能性がないかという、怖い助成金になってしまうのかなと思うので、その辺はうまくしていかないと、多分、普通の改修工事の費用になってしまうのかなと思います。登録をわざわざして、ひと月待たせけれども入る人がいないから一般に貸しましたというふうになりかねないような補助のやり方をまた検討していただければと思います。以上です。

○藤居会長

ありがとうございます。ご意見に対しまして、いかがでしょうか。

○山岸企画幹

家賃の補助率は10分の10でございます。上限が4万円という制度でございます。

それから、改修の助成金を受けた後でございますが、国、あるいは地方公共団体を通じて補助金を受けると、住宅確保要配慮者の専用住宅にしなければならないということになってございますので、他の者を入れることはできません。一定の年数の制限で、いわゆる他への転用ということとはできないことになってございます。以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にご意見がありましたらお願いします。

○宮川委員

お願いします。マッチングをする、居住支援法人についてです。先ほどのお話で、NPOなどのという言い方をしましたけれども、これはもう既に当てがあるのかというか、実際にそういうマッチングをする人、極めて重要なポジションにあるわけですが、もう手を挙げる、もしくは県がその気になればすぐにでも手を挙げるというような団体があるのかどうかを教えてください。

○藤居会長

はい、お願いします。

○山岸企画幹

現状で、具体的な法人の指定というところまでの情報はございません。ただ、NPOを支援している団体からは、居住支援法人というのがどのようなものかといった問い合わせをいただいていますので、そのようなところからも情報を収集したいと思いますし、先ほど申し上げた生活困窮者の支援等が、各地で行われているところがございます。お聞きすると、NPO法人でも住まいの支援をしているところもあると聞いてございますので、そのような情報を得ながら、指定に向けて検討してまいりたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。
他にご意見はありますでしょうか。お願いします。

○畠山委員

先日11人亡くなったという事件がありました。生活困窮者の人たちの居住というのを、もしこれで登録して改修をした場合には、県の方で検査に行かれるのでしょうか。

スプリンクラーがなかったとか、いろいろなことがあって、特に高齢者でひとり暮らしで一軒家に住むということがあまりないかなと思うのですね。そうすると、今までのアパートとか、そういうものを改修していただいて、そこに住むということになったときに、やはり足も悪いですし、それから逃げるということがなかなかできないとか、そういうような問題が出たときに、やはりバリアフリーにするとかそういうことだけではなくて、諸々のものをやっつけていかなければいけない。そのとき、改修した後どこが検査をするとか、そういうものをするのかというのは決まっているのでしょうか。

○藤居会長

はい、お願いします。

○山岸企画幹

実際に、立ち入ってまでの検査ではなく、書類の審査になろうかと思います。ただし、消防法の適用はありますので、消防署の検査等は当然あると思います。

○藤居会長

よろしいでしょうか、はい、ありがとうございます。他にございましたらお願いします。

○畠山委員

きっと、先ほどご質問があったように高齢者住宅のバリアフリー化というのが80%というのは、こういうところと関係して80%になるという推定なのかななんて私も思いながら見ていたので、かなりバリアフリー化は進むのだらうと思いました。

このセーフティネットの制度と、それから計画のところとどのようにして推計をしながら数字を出してきたのかというのは何か根拠があるのでしょうか。

○藤居会長

お願いします。

○岩田建築技監兼建築住宅課長

バリアフリーの進捗率の推計ということでよろしいでしょうか。これも県の住生活基本計画の数字でございますけれども、先ほどお話ししたように住宅土地統計調査を5年ごとに行っておりまして、手すりの設置とか段差の解消の状況を5年ごとにチェックしております。その推計の伸びで、一気に伸びておりますけれども、80%という数字にしておりますので、各住宅を細かくチェックしているというよりも、統計調査の中の伸びを見つつ、80%の目標というところにしておりますので、個々の、例えばこういう新たなセーフティネット制度といったものを積み上げたというような数字ではなく、あくまでも過去の状況を見つつの推計値になっております。

○畠山委員

わかりました。今、普通に家を建てても、段差を解消したりとかをするので、それも加味しているのだなとは思いました。

○藤居会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

ないようでしたら、この辺で、もう時間も予定の時間になりましたので、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、事務局の方で、今回出されましたご意見を参考に今後も検討をお願いしたいと思います。

(3) その他

○藤居会長

それでは議事の(3)その他としまして、事務局から何かありましたらお願いします。

○多田担当係長

事務局から連絡事項でございます。今年度の審議会は今回が最後となります。また、本日お集まりの委員の皆様の任期は3月末までとなっております。

次期委員につきましては、平成30年4月1日からの任期を予定しておりまして、現在、選考作業を進めているところでございますので、ご報告申し上げます。

○藤居会長

ありがとうございます。以上、予定をしておりました議事はこれで終わりになります。その他に何か、この際、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。今日はどうもご苦労さまでした。ありがとうございます。本日の議事は以上で終了いたします。

先ほど事務局の方からご報告をいただきましたように、本日お集まりいただきました委員の皆さんでの審議会は本日が最後となります。これまで皆様、いろいろご意見をいただきまして、ご協力をいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

○山岸企画幹

ありがとうございます。本日は、藤居会長をはじめ、委員の皆様には長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。また、これまでご熱心なご議論をいただきましたことを御礼申し上げます。

それでは閉会に当たりまして、岩田建築技監兼建築住宅課長からごあいさつを申し上げます。

○岩田建築技監兼建築住宅課長

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、また貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

事務局の方からもご案内させていただきましたけれども、委員の皆様の任期、この3月末ということで2年間、大変お世話になりました。委員の皆様の中にはまた引き続きお世話になる方もいらっしゃるかもしれませんが、また、それぞれの委員さんの立場で県行政、建築住宅行政のご意見等をいただければと思っております。引き続き今後ともよろしく願いしまして、終わりのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございます。

4 閉 会

○山岸企画幹

以上をもちまして当審議会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。